

## 『夫木和歌抄』所載実朝歌の本文の吟味

——『金槐和歌集』の本文流伝との関連において——

犬 井 善 壽

### 《 一 》

『夫木和歌抄』（以下、『夫木抄』とする）に源実朝の歌が九十首程収められている。詠者名を「鎌倉右大臣」とする歌は九十二首であるのだが、稿者が今、「九十首程」と、はっきりとは数を示さないのは、後述することく、『夫木抄』の諸伝本の間で実朝歌に少数ながら出入りが見られること、他集では別人の詠歌とされるものがあること、『夫木抄』のみが実朝歌として載せる歌の中に他の文献資料を以てしては実朝詠であると確認できない歌があること、などの事実があるからで、現在のところでは、『夫木抄』に載る実朝歌は「九十首程」である、としか言いようがないのである。

その『夫木抄』所載実朝歌はどのような撰歌資料に拠ったのかという問題は、この集の成立が、鎌倉時代末期の延慶三年（一三二〇）頃つまり実朝没後たかだか八十年後の頃であるわけで、実朝の家集である『金槐和歌集』（以下、『金槐集』とする）には所載歌・部類・配列・歌語や詞書の本文などに相違のある幾つかの異種本が存在し、実朝の歌は変容しつつ流伝したということを考える時、『夫木抄』のみに載る歌の出どころの件を始めとして、重要な意味を持つのである。そのためもあって、『夫木抄』と『金槐集』との関係や、『夫木抄』所載実朝

歌と『金槐集』所載歌の本文の關係が、早くから先覚の注目を集めている。

江戸時代後期書写と見てよい東海大学附属図書館蔵桃園文庫本『金槐和歌集』には、全歌に亘るわけではないが、「夫木集」という集付があり、所々、『夫木抄』との校異を行間に細字で示している。文政十年書写の西尾市岩瀬文庫蔵『鎌倉右大臣家集』にも「夫木」という集付が極僅かならある。また、これも江戸時代後期書写と見てよい篠山鳳鳴高校蔵青山文庫本『金槐和歌集』では、巻末に、「十八首金槐集二不見」として、『金槐集』不載で『夫木抄』には載る歌を十八首、一括して掲げている（その内の二首は『金槐集』に載るが）。無窮会圖書館平沼文庫蔵松岡経平書入貞享版本にも「夫木集」との比較がある。これらは、江戸時代の先覚が、『金槐集』の書写などに関連して、『夫木抄』所載歌やその本文に注目された例である。それらの意図は、『夫木抄』所載歌であるということ指摘するだけではあるまいと思われるが、集付・校合・追補というものの性格上、集付を付した人物、校合を試みた人物、追補を行った人物の、具体的な判断や見解は、提示されてはいない。

近代に入ってから、国文学研究者などによる『夫木抄』所載実朝歌に関する発言は多い。特に、佐佐木信綱博士が昭和四年に「建暦三年十二月十八日」という定家自筆の奥書を持ついわゆる定家所伝本を発見され、翌年その本文を複製で公刊されて以後、この件に関する発言がきわめて多くなった。

川田順氏は、「実朝の全制作」の歌数を確認するために、「夫木和歌抄所載の中、金槐集に無きもの十六首」を列挙され、「その中の名吟三首だけ抜いて」評釈を加えられた。上田英夫氏は、『夫木抄』所載の実朝歌と『夫木抄』のみに見える実朝歌十六首を数えた上で、「これらの歌の中には、後の作即ち実朝二十二歳の年の十二月十八日以後のが少からず交つてゐることであらう」と、定家所伝本『金槐集』の奥書に見える日付を軸に、『夫木抄』の撰歌資料がそれ以後の歌を載せていたと推測された。斎藤茂吉氏も、「夫木和歌抄所載のうち金槐集になき実朝の歌」十六首を掲げ、「此等は、定家本は無論、貞享本、図書寮本などの原になつたものとは別途の写本に本づいてゐるやうにおもへる。そして、従来の金槐集に収められたもの以後の作にかかるものもあらうとおもふし、或は散在した歌稿に據つたものもあるらしくおもはれる」とされた。

最近の研究では、樋口芳麻呂氏が、『金槐集』の注解をされた際に、『金槐集』の「建暦三年本に見出せない実朝歌」として「夫木和歌抄」の「十五首」などをあげて、「九十四首が知られる」と数えられ、「実朝歌拾遺」として、その十五首等に注解を施されたこと、などがある。

このように、諸先覚に「夫木抄」と「金槐集」の関係等について種々御見解の提示はあるが、近代以後は、特に『金槐集』には載らない実朝歌が、それも、建暦三年に書写された定家所伝本に載らない歌が、その本が実朝在世中の写であることもあって、先覚によって注目されてきたわけである。

しかしながら、その『金槐集』不載歌の問題と同じ程度に、あるいはその『金槐集』不載歌の問題以上に、重要な問題であると思われる、『夫木抄』所載実朝歌と現存『金槐集』諸本等の実朝家集に載る歌との本文の関係は、未だ明らかにされていない。本稿においては、『夫木抄』に「鎌倉右大臣」の詠として載る歌について、管見に入った『金槐集』諸伝本や諸勅撰集・諸私撰集所載の本文との比較検討を通じて、現在の資料条件によって確かめ得る『夫木抄』所載実朝歌の撰歌資料の本文の傾向を明らかにし、併せて、『金槐集』の本文流伝における『夫木抄』所載実朝歌の担う意味について、私見を提示したい。

検討の対象とする「夫木抄」は、『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』<sup>7)</sup>所収本文(底本、静嘉堂文庫蔵本)とし、公刊のある、国書刊行会編『夫木和歌抄』<sup>8)</sup>、「細川家 永青文庫叢刊 夫木和歌抄」(北岡文庫本影印)、『作者分類 夫木和歌抄 本文篇』<sup>9)</sup>(底本、静嘉堂文庫蔵本。宮内庁書陵部蔵本と北岡文庫本とを対校)を参照する。『夫木抄』は校訂本文を吟味の対象とし、対する『金槐集』は写本・版本の表記のままを検討するわけで、厳密さを欠くことにはなるが、本文の関係の大概は、その検討を以て明らかにすることができる。

なお、『金槐集』の諸本の中で稿者の管見に入り「夫木抄」と比較検討する伝本は、以下のとおりである。

定家本系統 定家所伝本系列 松岡忠良氏蔵 藤原定家所伝本(岩波書店刊、複製) (略号) 定家

市立函館図書館蔵本(新典社刊、複製)

松平文庫本系列 高原図書館蔵 松平文庫本

函

類従本系統

内閣文庫蔵 (二〇一・四五五) 本  
 彰考館文庫蔵 (巳一四) 本

架蔵 群書類従元版 卷二二三二所収本

架蔵 群書類従系写本

貞享本系統

貞享四年版行本

架蔵 貞享四年北村四郎兵衛版行本

版本転写本系列

秋田県立図書館蔵本

宮城県図書館蔵 伊達文庫 (二四八・一二) 本

東海大学附属図書館蔵 桃園文庫本

茨城大学附属図書館蔵 菅文庫本 (真淵評語書入版本写)

東京大学総合図書館蔵 文久三年写本 (真淵評語書入版本写)

西尾市岩瀬文庫蔵本 (真淵評語書入版本写)

真淵評語本系列

東京大学総合図書館蔵 南葵文庫本

静嘉堂文庫蔵本

彰考館文庫蔵 小山田与清書入本

東北大学附属図書館蔵 狩野文庫本

上田図書館蔵 藤蘆文庫本

筑波大学附属図書館蔵本

国文学研究資料館蔵 初雁文庫 天保四年写本

国文学研究資料館蔵 初雁文庫 天保十四年写本

鹿児島大学附属図書館蔵 玉里文庫本

大阪市立大学附属図書館蔵 森文庫本

内 彰 類 犬 貞 秋 達 桃 菅 東 岩 南 静 小 狩 上 筑 初 雁 玉 森

写本系列 宮城県図書館蔵 伊達文庫（二四八・一三）本

神宮文庫蔵本

彰考館文庫蔵（巳六）本

高松宮家蔵本

篠山鳳鳴高校蔵 青山文庫本

宮内庁書陵部蔵（五〇一・七二〇）本

内閣文庫蔵（二〇一・四五六）本

伊神考高青書閣

『金槐集』諸伝本の本文に関する稿者の本文調査の結果を、既に報告したものにより、粗々示しておく。  
 定家本系統は、六六三首の歌が四季・賀・恋・旅・雑に部類された系統である。「建暦三年十二月十八日」という、藤原定家自筆の奥書を持つ定家本と、その定家本と表記や仮名の字母の点に至るまで殆ど同じ本文である函本とが、同文を備えている一つの系列である。「定家所伝本系列」と呼ぶことにする。あとの松・内・彰の三本は、先の定家所伝本系列に比して、歌が一首乃至三首脱落しており、歌順に小異があり、異文も少なからずある。表記には大異がある。これら三本は、大きく見て、この系統内で先の定家所伝本系列に対立する本文を持つ一つの系列である。本稿では、仮に「松平文庫本系列」と呼ぶことにする。

類従本系統は、部類と歌の配列は定家本系統と全く同じであるが、定家本系統に載る歌が一〇首、欠けている。それに、巻末に、「一本及印本所載歌」として、定家本系統に比して欠ける歌など六十六首を、版本等によって追補している。基本的には定家本系統の本文であるわけで、系統としては独立させず、定家本系統に含める見解を示されるむきもある。確かに、「定家本系統 類従本系列」と位置づけることもできるが、この集に関する稿者の本文調査が未だ半ばであることもあり、また、「一本及印本所載歌」という追加は一種の改編・増補でもあ  
 るわけで、本稿においては、多くの先覚に従って、これをひとまず独立した一つの系統と扱うことにする。

貞享本系統は、七一九首の歌を四季・恋・雑に部類したもので、歌の配列も先の二系統とは全く異なっており、

詞書や歌語の本文にも大きな相違がある。この系統の諸伝本は、所載歌・歌順・歌や詞書の本文の差異などによって、貞享四年版行本とそれを写した「版本転写本系列」、賀茂真淵の評言や本文に関する考察を行間や上小口に記入した「真淵評語本系列」、「写本系列」の三系列に分けられる。真淵評語本は版本の本文を底本としており、その系列の諸本の本文はおおむね版本転写本系列の本文であるが、細部において小異がある。なお、菅・東・岩の三本は、真淵の評語を書き入れた貞享版本を転写したもので、その本文は真淵評語本系列とした諸本とは小異があり、版本転写本系列と位置付ける方がよい。写本系列は、所載歌が三首少ないだけで、歌順は貞享本系統と同じであるが、歌語について細部を見ると、版本の系列、つまり版本・版本転写本系列・真淵評語本系列に比べて、定家本系統の本文に近いところがかなり見られる。

『金槐集』に関する稿者の調査の結果は、未だ中間報告の域を出ないが、以上の系統分類・系列細分の結果を以て、本稿において、『夫木抄』所載実朝歌の本文と比較検討し、『夫木抄』所載実朝歌が『金槐集』のいずれの系統のいずれの系列の本文に似る、あるいは、相違する、ということを明らかにする。これは、『夫木抄』所載の実朝歌の撰歌資料の追及ではあるが、『金槐集』の本文流伝の跡づけという意味での検討でもある。

《 二 》

『夫木抄』所載実朝歌について、『金槐集』諸系統および諸勅撰集・諸私撰集所載状況を確認し、整理すると、次に掲げる「歌番号対照表」のとおりである。なお、『作者分類 夫木和歌抄 本文篇』の注記に拠って、『夫木抄』諸本で詠者名を欠いたり異にするもの、及び、歌の出入りについて、「その他・注」欄に付言する。

春雨の 露もまだひぬ	初句 ・ 第二句		夫木			その他・注	
			和歌抄	金槐和歌集			
			四〇六	定家本 二八	類従本 二七	貞享本 一六	後葉八〇

くさふかき	かすみの谷に	四〇七	五四〇	五三一	一四	後葉七五
我が宿の	八重の紅梅	六九一	三六	三五	二五	後葉三二五
見ても猶	あかずぞ有りける	六九二				貞享青木補一。東撰類六八八「光西法師」トスル。
春くれば	猶色まさる	七八二	二三	二二	三九	
桜花	ちりかひかすむ	一一五二	八五	八三	八〇	後葉五二〇・東撰中五三・東撰類一〇〇
滝の上の	みふねの山の	一二四二	七二	七〇	七五	万代四一六・名寄二二〇四
春くれば	いとかの山の	一三〇四	七三	七一	九二	
春ふかみ	嵐の山の	一五〇〇	八二	八〇	九一	風雅二四一・名寄七〇四
高まどの	尾上の雉子	一七六九	四三	四二	一〇六	後葉六九三
あをによし	ならの山なる	一八〇七	四一	四〇	一〇五	万代一八六・後葉六八七
春ふかみ	花散りかかる	一九二九	九五	九二	九四	後葉五七四・東撰中五八・東撰類二八五
わが宿の	八重の山ぶき	二〇四六	九八	九五	一二〇	後葉七四五
山ぶきの	花の雫に	二〇四七	九六	九三	一一三	後葉七二九
立ちかへり	みてを渡らん	二二二六	一〇七	一〇二	一〇九	
五月雨の	雲のかかれる	二八七〇	一三七	一三二	一五四	後葉九四〇
郭公	きくとはなしに	二八七一	一一一	一一六	一四〇	後葉八五二
ほととぎす	きなく五月の	二八七二	四〇〇	三九一	五二九	後葉二九三八
しながどり	みな山わかれ	二八九六				貞享青木補二
もののふの	やそうぢ山の	二八九七				貞享青木補三
かきつばた	おふるさはべに	三二七〇	一四八	一四三	一六九	
古郷と	成りにしをの	三四六八				東撰中一六八・貞享青木補四。北岡本ハコノ

我が宿の こひこひて	ませのはたちに 稀に逢ふ夜は	三四九一	五五二	五四三	四一四	後葉二八一四
七夕の	別ををしみ	四〇一七	一六九	一六四	一九七	後葉一四九五
秋もはや	すゑのはらのに	四〇一八	一七〇	一六五	一九八	後葉一四九六。書陵本ハ詠者名欠。
久方の	あまとお雁の	四七三九	五一九	五一〇	五七七	後葉三一六
かりがねも	ともまどほせり	四八九六	二二九	二二三	二二二	後葉一七六二
庭くさに	露の数そふ	四九六二	二二六	二二〇	二三四	万代九〇七・雲葉四四六・名寄六一五一
あきの夜の	月のみやこの	五五六七	二〇七	二〇二	二四九	万代一一五四
あだしのの	くずのうらふく	五六二二	二〇九	*六七二	二五三	後葉二九三六
人ごころ	あさざはをのに	五八四三	三八〇	三七一	五二六	貞享青木補五
よしの河	もみぢばながる	五八六七				
よをさむみ	うらの松風	六四五一	二八四	二七六	三一七	後葉二五三八
ゆふづくよ	みつしほあひの	六八一九	二九四	二八五	三五四	後葉二五三七
我がこひは	ももしまめぐる	六八二〇	二九五	二八六	三五三	後葉二八七〇
あはちしま	かよふちどりの	六八二一	五〇七	四九八	四二九	後葉二八七〇
雪ふりて	けふともしらぬ	六八二二	三九一	三八二	四五七	万代二三〇四
しら雪の	ふるの山べの	七五六七	三三八	三二九	三九〇	万代一五一一・後葉二七八九
ときにより	すぐれば民の	七六四五	三四四	三三五	四〇一	
ひむがしの	国に我がをれば	七八八一	六一九	六〇九	七一九	雲玉四一八
伊豆の国	山の南に	八〇五一	六六二	六五二	六八一	玉葉二七九四・後葉三二九八
ときは山	八尾の峰の	八〇五九	六四三	六三三	六四三	貞享青木補八
		八二一七				

歌ヲ欠ク。



袖まくら	霜おく床の	八七八一	五二三	五一四	五八二	後葉三二二
ふかくさの	たにのうぐひす	九一二二	五三九	五三〇	一三	後葉七四
かささぎの	はにおくつゆの	九三八九	三七六	三六七	四一六	後葉二八二二
かち人の	わたればゆるぐ	九四七〇	五九二	五八二	七〇二	底本ハ「鎌倉左大臣」トスル。
伊勢の海	浪にたけたる	一〇二九九	二一四	二〇八	二八〇	
玉くしげ	はこねの海は	一〇三〇九	六三八	六二八	六九七	
みなと風	いたくな吹きそ	一〇三四四	／	*七〇三	五七〇	後葉三一〇八
ひめ島の	小松がうれに	一〇五九四	三六一	三五二	六五五	万代三七九二・名寄四四二九・九〇七九
大沢の	池の水草	一〇八〇〇	二八九	二八〇	三二七	
はまべなる	まへの川瀬を	一一一四八	六三四	六二四	七〇一	玉業九二二・万代一四三二・後葉二五三
月きよみ	さよふけゆけば	一一四〇七	二九六	二八七	三五五	九・名寄四五七二
月のすむ	いそのまつかぜ	一一八五五	五七三	五六三	三四五	貞享青木補九
月ぞすむ	なれこし秋は	一二〇七七				貞享青木補一〇。書陵本コノ歌欠。
あめつちの	ひらけし世より	一二一三一				
わがこひは	かごの渡の	一二二五五	四八六	四七七	四八六	
みくまのの	なちのお山に	一二三六六	六五一	六四一	六三九	後葉三二九七・閑月四八二
わくらばに	ゆきてもみしか	一二四六九	五六四	五五五	二七八	後葉一九八一
わたつうみの	なかにむかひて	一二四八四	六四二	六三二	六四一	
はしるゆの	神とはむべぞ	一二四八五	六四四	六三四	六四二	
やはた山	小高き松に	一二六五九	三一四	三〇五	六二四	
たづのゐるながら	のはまの浜風	一二六六〇	三六〇	三五一	六五六	後葉三二六八

みさごゐる	いそべにたてる	一二八〇二	三一七	三〇八	三六〇	後葉二六六〇。底本ト書陵本ハ詠者名「鎌倉」
とびかける	やはたの山の	一二八三〇	三八五	三七六	五〇二	貞享青木補七
時雨ふる	おほあらしのの	一三二九〇	五〇九	五〇〇	四八五	貞享青木補六
たごのうらの	あらいその玉も	一三四五九				貞享青木補一
君が代に	くらぶの山の	一三七四九				後葉三二七八
松風の	音こそかはれ	一三七八九	五六七	五五八	六三三	統後拾一三五三・後葉三二七七
たまつしま	わか松ばら	一三八一一	五七二	四九五	四九〇	貞享青木補一三
雪つもる	わか松原	一三八一二	五〇四	四九二	四七五	万代二一四四
おきつ渡	うちでのほまの	一三八八二	／	四七八	五四二	後葉二九七〇
しなざかる	こしのくにべに	一四二三三				貞享青木補一四
からころも	きなれのさとに	一四七八三				
こがねほる	みちのく山に	一五二七六	四八七	六三九	六一四	
あやむしろ	をになるまでに	一五四一五	六四九	五二五	五九五	
すずかけの	昔おりぎぬの	一五五六二	五三四	六四四	六四五	後葉三三〇〇
春雨は	いたくなふりそ	一五五七六	六五四	六四八	六二〇	後葉三二六二
ふりにける	あけの玉がき	一五九四五	六五八	六四五	六三一	
やはよろづ	よもの神だち	一五九四六	六五五	六四五		貞享青木補一五
月のすむ	きたののみやの	一六〇五八	六五九	六四九	六一六	玉葉二一四七・六華一八四六
はたすすき	をばなかりふき	一六一二八	六四七	六三七	六四七	後葉三三〇一
神風や	あさ日の宮の	一六一四七	六五二	六四二	六三五	北岡本ハ詠者名ヲ欠ク。
かみつけの	せたのあかぎの	一六一四八				
いまつくる	三輪のはふりが	一六一六〇				

大日の 種子よりいでて	一六二八一	六一七	六〇七	六五〇	貞享青木補一六
天のした 八すみの中に	一六八三四				貞享青木補一七
あまさがる ひなのあらのに	一六九三四				後葉三二二〇
たびの空 なれぬはにふの	一六九三五	五二六	五一七	五八一	
たびをゆきしあとのやどもり	一六九五八	六三六	六二六	五九六	
心うき かせにもあるかな	一七二八五	九二	九〇	七〇	
	九二首	七四首	七二首 *四首	七六首	「夫木」一首詠者存疑。金槐集不載歌一六首。*ハ類従本「一本及印本所載歌」。

(注) 後葉……谷森本『後葉集』(圖書寮叢刊)。貞享青木補……貞享本系統篠山鳳鳴高校蔵青木文庫本追補。東撰類……『東撰和歌六帖』群書類従本(完成会刊本)。東撰中……『東撰和歌六帖』祐徳稻荷神社寄託中川文庫本(福田秀一氏「祐徳稻荷神社寄託中川文庫本東撰和歌六帖(解説と翻刻)」)。万代……『万代和歌集』(古典文庫)。田奇……『歌枕名寄』(古典文庫)。風雅……『風雅和歌集』(新編国歌大観)。雲葉……『雲葉和歌集』(群書類従・冷泉家時雨亭叢書)。雲玉……『雲玉和歌集』(古典文庫)。玉葉……『玉葉和歌集』(新編国歌大観)。閑月……『閑月和歌集』(古典文庫)。続後拾……『続後拾遺和歌集』(新編国歌大観)。六華……『六華和歌集』(松平文庫影印叢書)。

なお、以下の本稿においては、『金槐集』の諸系統や他の歌集を引用する際、一々その歌番号を注記することは、この「歌番号対照表」に掲げることでもあり、省略に従う。

詠者名を「鎌倉右大臣」とする歌は、『夫木抄』には、以上の通り、九十二首載る。その九十二首内の七十首は定家本系統『金槐集』に載る。また、定家本系統と同じ歌の内の七十二首が類従本系統に載る。なお、類

従本系統では、「一本及印本所載歌」に四首載る。また、七十六首が貞享本系統に載る。従つて、十六首の歌が、「金槐集」のどの系統にも載らない。前述のとおり、それが諸先覚の注目を集めたのである。こう見ると、「夫木抄」と最も多く歌が重なるのは貞享本系統「金槐集」で、定家本系統、類従本系統の順で重なる歌が少なくなる、ということが分る。といつても、この事実を以て直ちに貞享本系統「金槐集」が「夫木抄」の撰歌資料であると見るわけにはいかない。貞享本系統を以てしても、十六首、「金槐集」不載実朝歌が残るのであるから。

その、「金槐集」不載歌で「夫木抄」には実朝歌として載る十六首を見ると、六九二番の「見ても猶」の歌が「東撰和歌六帖」（以下、「東撰六帖」）の類従本系統に載る。<sup>13</sup>但し、そこでは「光西法師」を詠者とする。この件は、中垣（鎌田）五郎氏の御指摘に始まり、先覚諸氏に御発言がある。稿者も「東撰六帖」所載実朝歌の本文を吟味した結果を別に報告する予定であり、<sup>15</sup>ここでは詳述しないが、この歌は、実朝詠歌と確定できず、詠者存疑としておくべきである。また、三四六八番「古郷と」の歌は、「東撰六帖」中川文庫本に載る。この歌が「東撰六帖」類従本系統に載らないのは、その系統が春部のみの零本であるからで、中川文庫本は類従本系統の完本から歌を抜粋した本文であるから、類従本系統完本もこの歌を「鎌倉右大臣」の歌としていた可能性はある。しかも、中川文庫本「東撰六帖」は各歌題の歌群の最初の歌を実朝詠歌とすることが多いのだが、この「古郷と」の歌も「瞿麦」題歌の冒頭に載る。その事実からすると、この歌は実朝詠の可能性はある。但し、「夫木抄」の北岡文庫本がこの歌を載せないという事実は、注意しておくべきである。実はこの歌は、「夫木抄」では、直前の三四六七番「為忠朝臣」歌の詞書「保安二年閏五月贈左大臣長実卿歌合、瞿麦」に括られた形になっており、この詞書であると、この歌は実朝生誕以前の歌合での詠といふことになる。「鎌倉右大臣」といふ詠者名が間違っていないのであれば、詞書が欠けていることになり、三四六七番の詞書に括つてあるのが正しいのであれば、三四六八番の「鎌倉右大臣」といふ詠者名が間違いであることになる。いずれが正しいのか、現在のところ判然としない。これが北岡文庫本がこの歌を載せない理由かも知れない。この歌も詠者存疑とした方がよい。

残る十四首、つまり、二八九六番「しながどり」、二八九七番「もののふの」、五八六七番「人ごころ」、八二

一七番「ときは山」、一二〇七七番「月ぞすむ」、一二一三一「あめつちの」、一二八三〇番「とびかける」、一三七四九番「君が代に」、一三七八九番「松風の」、一四二二三番「しなごかる」、一五一四五番「あやむしろ」、一六一二八番「はたすすき」、一六八三四番「天のした」、一六九三四番「あまざかる」の歌は、『金槐集』諸系統はもちろん、他の歌の集にも、載らない。これらは、他文献には載らない実朝の詠歌と見ることができ、実朝詠であることが確認できない歌、と見ることがもできるのである。

なお、その内、

御集

鎌倉右大臣

八二一七 ときは山八尾の峰の玉つばき色もかはらでいく代へぬらん  
は、『金槐集』の諸本に載る、

二所詣し侍し時

三六六 ちはやぶるいづのを山のたまつばきやをよるづよもいろはかはらじ(定家本。貞亨本八六四四番)  
の歌と、常磐山と伊豆山権現とが異なるだけで、語句のみならず、発想の点まで類似する。異伝歌というよりも、一方の模倣もしくは焼き直しである。『夫木抄』がこの歌を実朝詠歌としたのは、実朝自身が改変した歌を採ったのか、別人の模倣・焼き直しを採ったのか、稿者には、現在のところ、判定する検討の準備がない。

以上の件に関連して、これら『夫木抄』にのみ「鎌倉右大臣」の詠として載る歌は、『東撰六帖』に載る二首を含めて、全て、管見に入った他の勅撰集や諸私撰集に載らない、という事実は注意されてよい。現在のところ、それらの歌の撰歌資料は判然としないのであるから。

『夫木抄』に詠者名を「鎌倉右大臣」とする歌について、『金槐集』諸系統や勅撰集・私撰集の入集状況を整理してみた。そこから導き出される問題で、実朝歌に関して大きな意味を持つのは、諸先覚が注目された、『金槐集』不載歌があるという点ではあるが、その他にも、幾つかの問題が指摘できた。その中で最も重大であるのは、『夫木抄』に載り『金槐集』には載らない十六首の歌の中に、現時点では、詠者存疑としておくべきものが

二首ある、という点である。それを全ての歌に広げて考えるのは早計であるという謗りは免れないにしても、やはり、『夫木抄』のみに載る実朝歌は、間違ひなく実朝詠歌であると見るよりも、未確認の実朝歌と扱うほうがよいのではなからうか、という考えを抱かせるに十分であるとは言えよう。

《三》

最初に、『夫木抄』所載実朝歌の詞書について、『金槐集』諸本の本文との関連を検討しておく。

『夫木抄』所載実朝歌の詞書を、『金槐集』諸本に載る七十六首について比較検討してみると、その多くは、『夫木抄』・定家本系統『金槐集』・類従本系統『金槐集』・貞享本系統『金槐集』の四者で異同のないものが多い。その本文そのものには差異があつても、類題歌集である『夫木抄』の示す歌題と『金槐集』諸本の詞書の内容とが同じであるものが多いのである。三者（類従本は定家本で代表）を対照して示してみる。

なお、以下の本稿における引用は、特に断らない限り、定家本系統は定家所伝本、類従本系統は群書類従本版本、貞享本系統は貞享四年版本によるものとする。

『夫木抄』

定家本系統

貞享本系統

その他・注

七八二 御集、柳

やなぎをよめる

柳

一三〇四 御集、落花を

ちる花

落花をよめる

一五〇〇 御集、落花

落花をよめる

落花をよめる

一七六九 御集、雉子を

きゝす

雉

一八〇七 御集、喚子鳥を

よぶこどり

喚子鳥

四〇一七 御集、七夕

七夕

七夕



一二四六九 水辺月

水辺月

水辺月

一二四八四 走湯山参詣の時の歌

走湯山に参詣之時哥

走湯山参詣の時

一三八一一 月前千鳥

月前千鳥

月前千鳥

後葉ハ「神祇」。

一三八一二 松間雪

松間雪

松間雪

類従本不載歌。

一五二七六 寄金恋

こがねによするこひ

寄金恋

一六〇五八 社頭月

社頭月

社頭月

このように、『夫木抄』所載実朝歌に付されている詞書は、『金槐集』の定家本系統・類従本系統・貞享本系統とほぼ同文あるいは同内容である。これらを以てしては、『夫木抄』の詞書の出どころは判明しない。ただ、この事実によつて、「御集」と敬意を込めて実朝の家集を典拠とする<sup>1)</sup>と明示されているから、その「御集」の詞書は、敬意を表されるべき將軍職の実朝の家集である現存「金槐集」の本文に近い、ということとは判然とする。しかし、『夫木抄』所載実朝歌の詞書の幾つかは、『金槐集』の定家本系統（類従本系統も）と貞享本系統との間で相違があり、『夫木抄』はその内の定家本系統と合致するのである。その内の幾つかを示すと、

五五六七 御集、秋歌中

秋のうた

虫

類従ハ定家卜同。

一二八〇二 御集、冬歌

冬哥

雪

類従ハ定家卜同。

七五六七 冬歌中に

冬哥

炭竈

類従ハ定家卜同。

六八二二 海辺恋を

うみのへんのこひ

名所恋の心をよめる

類従ハ定家卜同。

である。それぞれの歌は、『夫木抄』によつて示すと、

五五六七 庭くさに露の数そふむらさめに夜ぶかきむしの声ぞかなしき

一二八〇二 みさこあるいそべにたてるむろの木の枝もとををに雪ぞつもれる

七五六七 雪ふりてけふともしらぬおく山にすみやくおきなあはれはかなみ

六八二二 あはちしまかよふちどりのしばしばもはねかくまなくこひやわたらん



であり、順に、「秋のうた」「冬哥」「冬哥」「うみのへんのこひ」という定家本系統及び類従本系統の詞書であっても、「虫」「雪」「炭竈」「名所恋の心をよめる」という貞享本系統の詞書であつても、不審はない。これらの歌は、定家本系統・類従本系統の詞書が大概を示すものであるのに対して、貞享本系統の詞書は具体的な歌の題材を示す歌題・詞書になつてゐるわけである。『夫木抄』が、類題私撰集であるにもかかわらず、これらの歌では大概を示す詞書を掲げているという事実は、『夫木抄』が定家本系統や類従本系統の『金槐集』のごとき本文を備えた「御集」を撰歌資料にしていることを示している、と言つてよからう。

以上のような、『夫木抄』の詞書が『金槐集』の定家本系統の詞書に近いという傾向は、歌題を示すだけの詞書ではなく、詠歌事情を示すといつた、少々長文に及ぶ詞書の本文についても、同じことが指摘できる。

二二六 的・弓・のふりうに大井川・を作・りて松・に藤・のかかる・所・(定家)

一〇七 まとゆみのふりうに大井かはをつくりてまつにふち・かゝる・所・(定家)

一〇九 まと弓・ふりうに大井川・をつくりて松・に藤・のかゝれる所を(貞享)

諸本に異文はあるが、『夫木抄』は定家本系統と同文で、「かゝれる所を」は貞享本系統諸本の異文なのである。

一一四〇七 海・・辺・千鳥・といふ事・を人々・あまたよみ・・・けるついでに(夫木)

二九六 うみのへんのちとりといふことを人々・あまたつかうまつりし・ついでに(定家)

三五五 海・・辺・千鳥・といふ事・を人々・あまたつかふまつらせし・次・・に(貞享)

「よみ」と「つかふまつる」の使用から見ると、『夫木抄』の本文は独自異文であるが、使役表現から見ると、『夫木抄』は定家本系統の本文と軌を一にし、貞享本系統の本文とは差異があると言えるのである。

一五五六二 法眼定忍にあひて侍りし時・大峰の物語・・・せし・・・を聞きて・・・よめる(夫木)

六四九 法眼定忍にあひて侍・し時・大峯の物かたりなどせし・・・をき・てのちによめる(定家)

六一四 法眼定忍にあひて侍・しとき大峯の物語・・・などをしいへるを聞・てのちによめる(貞享)

の「大峰の物語せしを」の部分、貞享本系統は「をしいへる」とあり、『夫木抄』は定家本系統と合致する。

以上のごときものの例の逆の例、つまり、「夫木抄」の詞書が貞享本系統「金槐集」の詞書と合致し、定家本系統・類従本系統とは異なる、という例は、極めて少ない。

七六四五 歳暮

冬歌

歳暮

類従ハ定家卜同。

つまり、「夫木抄」の詞書は、定家本系統「金槐集」の詞書の本文に近い、というわけである。

尤も、「夫木抄」の詞書が「金槐集」のどの系統とも合致せず、独自の本文であることも多い。

二〇四六 御集、款冬

款冬を見てよめる

款冬をおりてよめる 貞享版本系「おりて」

欠。

三四九一 屏風夏歌、瓜

（詞書欠・なでしこ）

恋歌の中に

類従ハ「恋」。

一〇五九四 御集、鶴

祝の心を

祝の心を

類従モ。

一五九四五 社頭秋風

社頭松風

社頭松風

一六二八一 真言の心を

得功德哥

得功德哥

といった例がそれである。二〇四六番の例などは、款冬の歌ではあるが、「金槐集」諸本は「款冬を見てよめる」「款冬を折りてよめる」という非題詠の扱いをする。「夫木抄」はそれを「款冬」という題詠歌として取り上げている。類題私撰集としては当然の行き方ではあるが、三四九一番の例は、定家本系統では詞書が欠けたために撫子が詠まれているわけでもないのに「なでしこ」の詞書で括られることになった歌を、瓜が詠みこまれてることから、「夫木抄」は「瓜」と詞書を創ったわけである。一五九四五番は、「金槐集」諸本の「社頭松風」という詞書が「社頭秋風」の歌として『夫木抄』に載る。この歌の場合、次節で検討するように、歌の末句「松風ぞ吹く」も、詞書と呼応して、「秋風ぞ吹く」と、本文が変えられているのである。一六二八一番は、

一六二八一 大日の種子よりいでてさまや形さまや形又尊形となる

という歌である。鎌田五郎氏が「さまや形」つまり「三昧耶形」をめぐるこの歌の解釈の問題を整理して検討しておられる程<sup>77)</sup>、大きな問題のある歌であるが、ここは、「大日如来」という、真言密教の根本本尊のことを詠む

この歌を、『夫木抄』は「真言の心を」と、歌意をより明瞭に示す詞書として載せたのである。

このように、『夫木抄』は、『金槐集』のごとき撰歌資料のままの詞書を引き継いだのではなく、詞書を変えて編んだ部分もあった。しかし、大多数の歌の詞書は定家本系統『金槐集』の詞書と合致する。『夫木抄』の撰歌資料の詞書は現存『金槐集』の中の定家本系統の詞書に近いものであった、と考えて大きな誤りは犯すまい。

#### 《四》

次に、『夫木抄』所載の実朝の歌の本文を、『金槐集』諸伝本所収の歌の本文と比較してみることにする。

『夫木抄』と『金槐集』諸本とで共通する歌は、第二節において整理したように、定家本系統で七十四首、類従本系統で七十二首（他に「一本及印本所載歌」が四首）、貞享本系統で七十六首である。おおむね七十余首の歌が『夫木抄』と『金槐集』とで共通しているのであるが、その内の三十数首は、その間に本文の相違がない。『金槐集』の個々の伝本には独自の異文が見られることもあるが、先に整理した系統あるいは系列としての本文の相違は、ないのである。つまり、『夫木抄』が撰歌資料とした文献の本文と現存する『金槐集』の本文との間での相違はさほど大きくはない、ということになるのである。

尤も、残りのおよそ四十首の歌では、『夫木抄』と『金槐集』との間で、系統として、あるいは系列として、本文が異なる。それらについて、細かく検討してみることにする。

最初に、『夫木抄』と定家本系統および類従本系統の『金槐集』との三者が同文で、貞享本系統『金槐集』諸本のみ本文が異なることが極めて多い、ということを指摘してみる。

## 春御歌中、鶯

鎌倉右大臣

四〇六 春雨の露もまだひぬ梅がえにうはげしほれて鶯ぞ啼く

の第二句「露もまだひぬ」は、『金槐集』の定家本系統と類従本系統は「夫木抄」と同文であるが、貞享本系統は「露もまたひす」とする（筑・雁・森は貞享本系統ではあるが「露もまたひぬ」とする。森本が類従本系統によって校訂することが多いことは、既に報告したとおりで、<sup>16</sup>ここで貞享本系統である森本が定家本系統と同じ本文であるのには不思議ではない）。鎌田五郎氏が『金槐和歌集全評釈』<sup>17</sup>において、「まだひぬ」とあれば、『梅が枝』にかかる連体修飾語となり、「まだひす」とあれば「鶯ぞなく」にかかる連用修飾語となる。後者の場合だと、「ひす」と「しをれて」とがやや重複するように思われる」と言われたとおりであろう。『夫木抄』は『金槐集』の定家本系統や類従本系統の本文と合致するのである。

## 御集、落花を

鎌倉右大臣

一三〇四 春くれはいとかの山の山ざくら風にみだれて花ぞちりける

の第三句「山ざくら」は、『金槐集』の定家本系統と類従本系統とは「夫木抄」と同文であるが、貞享本系統は「糸ざくら」とする。「糸鹿の山の糸桜」と、語調は揃うが、糸鹿山は、「乱れ」「燃る」と糸の縁語を詠む歌枕である。糸鹿山の「糸桜」は、例がない。箱根山・白河の「糸桜」は例が見られるが。糸鹿山の「糸」に合わせ「糸桜」と改めたものと見える。「糸鹿の山の山桜」という「山」の語の重複を避ける意味もあつたかも知れない。「糸鹿の山の糸桜」も「糸」が重複するが、これは同音の序詞の用法と同じと認められたのである。いずれにせよ、『夫木抄』は、「糸ざくら」に改められる以前の定家本系統等の本文を備えているのである。

同（河辺千鳥といふ事を……） 鎌倉右大臣

六八二一 我がこひはももしまめぐるはま千鳥ゆくへもしらぬかたになくなり

の第二句「ももしまめぐる」は、『金槐集』定家本系統と類従本系統は「夫木抄」と同じ本文であるが、貞享本系統と谷森本『後集』は「百しまめぐり」とする。「我が恋」は「百鳥めぐり」をする、という貞享本系統等

の本文は不適切であり、「我が恋」は「百鳥」を「めぐる」浜千鳥のようである、という比喩表現であるべきところである。ちなみに、加茂真淵が貞享本系統「金槐集」から歌を抜粋した「金槐和歌集秀逸」（西尾市岩瀬文庫蔵本・東海大学附属図書館蔵桃園文庫本）は「百しまめぐる」とする。「夫木抄」は、定家本系統・類従本系統等と同じ、妥当な本文を備えているわけである。

御集、走湯山に參詣時御歌

鎌倉右大臣

八〇五九 伊豆の国山の南にいづる湯のはやきは神のしるしなりけり

の初句を、貞享本系統「金槐集」の多くの本と谷森本「後葉集」諸本は「伊豆の国や」とする。定家本系統・類従本系統と貞享本系統の版本（但し、「や」と添え書きがある）と青本と「玉葉集」は、「伊豆の国」とあり、「夫木抄」と同じである。鎌田氏が「第一句は二伝のどちらでも觀賞できよう」と言われたとおりではあるが、「や」とあることで字余りになるわけで、歌の調子は変わる。「夫木抄」は定家本系統等と同文なのである。

同（走湯山參詣の時の歌）

鎌倉右大臣

一二四八五 はしるゆの神とはむべぞいひけらしはやきしるしのあればなりけり

の初句、「夫木抄」は「はしるゆの」とし、「る」の右に「リイ」と校合し、「はしりゆの」の異文があることを示している。「夫木抄」の校合は何に拠ったか分らない。貞享本系統「金槐集」諸本は、岩本が「はしる湯」とする以外は、全て「はしり湯」とする。定家本系統・類従本系統は、「夫木抄」同様、「はしるゆの」の本文である。なお、第二句の「むべぞ」を「うべも」とする本（類従本系統の犬・貞享本系統の東、「むべぞ」を「むべも」とする本（類従本系統の類従・貞享本系統真淵評語本系列の狩・初・森）があるが、「夫木抄」の本文とは関わりがないと見てよい。

御集、花恨風

鎌倉右大臣

一七二八五 心うきかぜにもあるかなさくら花さくほどもなくちりぬべらなる

の末句「ちりぬべらなる」を、類従本系統は「散ぬべらなり」とする。現代風というと、連体形止めを係り結び

の助詞がないから終止形に改めたのである。また、貞享本系統諸本は、殆どの本は「成ぬべらなる」とする（静・小・筑・初・森は「成ぬべらなり」。岩は「散ホ」と校合）。詞書「花恨風」からしても、ここは「散り」とあるべきところである。鎌田氏が「貞享本系統の『成ぬべらなる』では一首の意味が分明になるまい」と言われたとおりである。つまり、「夫木抄」は定家本系統と同文なのである。「散り」の箇所に限っては、類従本系統とも同文である。なお、貞享本系統の中で「べらなり」とする伝本があるわけであるが、それは、類従本系統同様の理由で連体形を終止形に改めたものと見てよからう。

このように、「夫木抄」所載実朝歌は、「金槐集」諸系統の中では、定家本系統と類従本系統の本文と合致し、貞享本系統の本文とはいささか離れる本文である、ということになる。

ところで、「夫木抄」所載実朝歌と定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列とが同じ本文で、貞享本系統版本・版本転写本系列および版本を底本とする真淵評語本系列とが本文を異にすることも多い。つまり、今検討を加えた例と同じ型で、加えて貞享本系統の写本系列も「夫木抄」と同文であるというものである。例えば、

同（御集）

同（鎌倉右大臣）

二八七一 郭公きくとはなしにたけくまのまつにぞ夏の日かずへぬべき

の第三句の「たけくま」つまり「武隈」を、「金槐集」の定家本系統・類従本系統および貞享本系統写本系列では同様に「たけくま」とするが、版本・版本転写本系列・真淵評語本系列の多くの本は、「たけしま」とする。これら版本・版本転写本系列・真淵評語本系列の中で「たけくま」とするのは、東・狩・森のみである（首は「し」の右に「く」と注記。岩は「くホ」と校合）。歌枕「武隈の松」の「松」と時鳥を「待つ」とを掛詞とするこの歌であるから、「たけしま」は適切ではない。貞享本系統版本及びその系列における誤謬である。「夫木抄」はその誤謬のない本文と同じ本文であるわけである。

御集、海辺冬月

鎌倉右大臣

一八五五 月のすむいそのまつかぜさえさえてしろくぞ見ゆる雪の白はま

の第五句「しろくぞ見ゆる」は、『金槐集』の定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列は「夫木抄」と同文であるが、貞享本系統版本・版本転写本系列・真淵評語本系列は「しろくも見ゆる」とする。真淵評語本の森本が「そ」とするのは、類従本系統による校訂である。「白くぞ見ゆる」「白くも見ゆる」のいずれの本文でも矛盾はない。東・南・上・雁の諸本が「も」の右に「そ」と注記しているが、見せ消ちにはしていないのは、いずれの本文でも可であるからと見てよい。『夫木抄』は、貞享本系統の版本の系列とは本文を異にするのである。

## 御集、恋歌

鎌倉右大臣

一三八八二 おきつ波うちではまの浜ひさ木しほれてのみやとしのへぬらん

も、今の例と同じ型の異同の例である。『夫木抄』は末句「としのへぬらん」とするわけであるが、『金槐集』の定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列は「夫木抄」と同文である。しかるに、貞享本系統の版本・版本転写本系列・真淵評語本系列は、森本は例によって類従本系統本文を以て本文を校訂しているので例外として、「年をへぬらん」とする（桃には「の夫」と『夫木抄』本文との校合がある。東には朱で「の」と注記がある）。「年の経ぬらん」と「年を経ぬらん」とでは「経」の主体が異なるから（前者は「年」、後者は「浜楸」）、歌意は異なるが、いずれであつても歌意はとおる。『夫木抄』は定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列と同じ本文であるわけである。

## 御集、神祇

同（鎌倉右大臣）

一五九四六 やほよろづよもの神だちあつまれりたかまのはらにきぎたかくして

谷森本『後葉集』のみが第二句を「よの神達ぞ」とする大きな異文があることと、貞享本系統写本系列の伊・神・考三本では第三句が「あまれり」と字足らずになっていることは、ここでは各伝本の独自異文として、措く。末句を貞享本系統の版本・版本転写本系列・真淵評語本系列の殆どが「きし高くして」とする点は、注意してよい（岩は「し」の右に「きホ」と校合）。東・狩は「き、高くして」、森は「峰高くして」（「き、クン」と群書類

従本との校合がある）である。この異文に関しては、先に谷森本『後葉集』所載歌を検討した折に先覚の御発言を示し、私見を提示したので、<sup>15</sup>ここでは詳述しないが、ここは「木々高くして」が妥当で、「き、」の踊り字を「し」と誤ったのが「きし」とする諸本である。『夫木抄』は誤謬のない定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列の本文と同文であるわけである。

以上のごとく、『夫木抄』所載実朝歌の本文は、『金槐集』の定家本系統・類従本系統と貞享本系統写本系列の本文に近い。貞享本系統写本系列の本文が貞享本系統の中では細部において定家本系統に近いことは、先に報告したとおりであるから、ここで得られた結果は、当然の結論ではあるが、先程分析したとおり、『夫木抄』は定家本系統と類従本系統の『金槐集』の本文と合致し貞享本系統とは一致しないことが多いという事実の確認と、その例外的事項とを明らかにしておくために、敢えてこの件をもここで吟味した次第である。

ところで、『夫木抄』所載実朝歌は、類従本系統『金槐集』とは本文を異にすることがある。本稿の冒頭で、『金槐集』類従本系統は基本的には定家本系統と同じ本文であるとした。それはそれで間違っていないのであるが、そして、定家本系統と類従本系統が同文であることが多いことはこれまで検討した例でもわかるが、定家本系統から類従本系統に至る間に少々本文変化が生じていることがあるのである。そして、『夫木抄』は、その本文変化を継承してはいないのである。そのことを、具体例を示しながら、明らかにしておくことにする。

まず、先の「対照表」に示したように、類従本系統『金槐集』に載らない歌で『夫木抄』に載る歌がある。

## 御集中

鎌倉右大臣

五六二二 あきの夜の月のみやこのきりぎりすなくはむかしのかけや恋しき

## 松問雪

鎌倉右大臣

一三八二二 雪つもるわか松原ふりにけりいく代へぬらんたまつしまもり

の二首である。二首とも、定家本系統・貞享本系統の全ての伝本に異文もなく載る。各伝本固有の異文も殆どな



い。この事実からだけでも、類従本系統『金槐集』が『夫木抄』の撰歌資料ではなかったことは明白である。なお、二首とも、類従本系統では、巻末に追補された「一本及印本所載歌」には載ることを付言しておく。

同（春御歌中、鶯。四〇六番詞書） 鎌倉右大臣

四〇七 くさふかきかすみの谷にはぐくもるうぐひすのみやむかしこふらし

の第三句「はぐくもる」は、定家本系統は『夫木抄』と同文である。しかるに、類従本系統は「春こもる」とする。そして、右行間に「はく、まる」と細字で注記する。『夫木抄』は類従本系統の本文とは合致しないのである。ちなみに、貞享本系統諸本の中では、版本・版本転写本系列・真淵評語本系列は「はく、まる」とする。写本系列は、先の例と同様に定家本系統と同じ「はく、もる」とする本が多いが、伊・青二本は版本と同じ「はく、まる」とする。要するに、伊・青二本のような例外はあるにしても、『夫木抄』に載るこの歌は、定家本系統・貞享本系統写本系列と同文であり、類従本系統とは本文を異にする、というわけである。

（詞書略） 鎌倉右大臣

二〇四六 わが宿の八重の山ぶき露おもみうちはらふ袖のそぼちぬるかな

『金槐集』諸本は第三句を「つゆを、もみ」とする。『夫木抄』と谷森本『後葉集』とは「を」を欠く。『金槐集』に対する独自の異文である——『夫木抄』の独自異文の件は、後に検討する——。この歌の末句「そほちぬるかな」が『金槐集』類従本系統のみ「かほりぬるかな」となっている（右に「そほちイ」と校合がある）。鎌田氏は「『そほちぬるかな』（定家本）の方が自然でよい」と言われる。本歌と考えてよい『古今集』<sup>19</sup>の、

（題しらず）（六八九番詞書） （よみ人しらず）（六九二番）

六九四 宮木ののちとあらのはこはぎつゆをおもみ風をまつごときみをこそそまで

から見て、袖が「そぼつ」という本文が本来であろう。袖が「薫る」では、恋の色合いがより濃い歌になる。『夫木抄』は類従本系統『金槐集』の本文を継承してはいないのである。

風によする恋 鎌倉右大臣

五八四三 あだしののくずのうらふく秋風のめにし見えねばしる人もなし

の第二句「くずのうらふく」を、類従本系統『金槐集』と、類従本系統本文に拠って本文を校訂したふしのある貞享本系統の森本のみは「草のうら吹」とする。「裏」を詠むのは草の中でも「葛」である。『新古今集』の<sup>29)</sup>

(詞書略)

相模

一一六六 いかにせむくずのうらふく秋風にしたばのつゆのかくれなき身を

を始めとして、「葛の裏風」「葛の裏葉」という表現は極めて多い。しかし、「草の裏吹く」「草の裏葉」の例はない。この歌も、『夫木抄』は類従本系統『金槐集』には拠っていないと見てよいのである。

法眼定忍にあひて侍りし時、大峰の物語せしを聞きてよめる 鎌倉右大臣

一五五六二 すずかけの昔おりぎぬのふるごろもをてもこのもにきつつなれけん

の第二句「ふるごろも」が、『夫木抄』と『金槐集』定家本系統・類従本系統は同文であるが、貞享本系統諸本には「ふり衣」とある。これは先程の例と同じ型である。第四句「をてもこのもに」は、定家本系統は「夫木抄」と同文であるが(松・内・彰三本は右行間に「本のま、」と注記がある)、類従本系統は、「いく木の本来に」(類従)・「いく木のしたに」(犬)と、本文が異なる。「彼面此面」の訓読「をてもこのも」という本文がここでは妥当で、類従本系統は「をてもこのも」の意味が分らなくなり、旅歌というので「幾木の下に」と意改を試みたのである。ちなみに、貞享本系統でも、写本系列に「おてもこのもに」とする本が少々あるだけで(高・書)、「おくもこのもに」「おくもこのも、」「いくきのもとに」などの異文が多い。ここでも、「をてもこのも」の意味が分らなくなっていた、と見てよい。日本古典文学大系『金槐和歌集』<sup>29)</sup>は貞享版本を底本に校訂されたものであるが、「底本の本文では意味不明」として「おてもこのもに」と本文を修正しておられる。このように、「夫木抄」は『金槐集』の類従本系統とは本文を異にするのである。

同(家集、神祇歌中)

同(鎌倉右大臣)

一六一四八 かみつけのせたのあかぎのから杜やまといかであとをたれけん

の第三句を、『金槐集』定家本系統は「夫木抄」と同様に「からやしろ」とするが、類従本系統と貞享本系統版  
 本・版本転写本系列・真淵評語本系列は「かみやしろ」とする。この例は、類従本系統と貞享本系統とが定家本  
 系統と対立する本文を持つ例である。貞享本系統写本系列は、「かみやしろ」とする本（伊）、「からやしろ」と  
 する本（高・青・書）、「かしやしろ」とする本（神・考・閣。神は「ミ歟」と、考・閣は「ら歟」と、勸物あり）  
 と、種々である。本地垂迹の赤城山神社であるが、日本古典文学大系の補注に「赤城山神社を『から社』とい  
 た証拠ははつきりしない」とあるとおりである。この歌、「大和にいかで迹を垂れけむ」とあるから、「大和」に  
 対する「韓社」の方が本来であろう。それを、類従本系統も貞享本系統も、「神社」とするわけである。意改で  
 あるかも知れないが、ここは「から」の「ら」を片仮名の「ミ」と誤った結果「かみ」と本文が変化したとい  
 うことも考えられる。貞享本系統写本系列の「かしやしろ」も、「ら」が縦に長くなって「し」に似た文字になっ  
 た結果、「し」と誤られたのである。いずれにしても、『夫木抄』は誤解や誤写の生じる以前の定家本系統『金槐  
 集』の本文と同じなのである。類従本系統の本文は『夫木抄』に影響していないと判断してよい。

同じような例をいま一つ、見ておくことにする。

二所詣下向後に、侍どもみえざりしかばよめると云云 鎌倉右大臣

一六九五八 たびをゆきしあとのやどもりおのおのにわたくしあれやけさはいまだこぬ

の第三句を、『夫木抄』と『金槐集』定家本系統・貞享本系統写本系列は「をのく」にするが（伊のみ）「ほ  
 のく」にする）、類従本系統は「をれく」に（類従）、「おれく」に（犬）とし、右に「のイ」と校異を示  
 している。貞享本系統は、版本・版本転写本系列・真淵評語本系列が「をれく」に、「おれく」にする。貞  
 享本系統写本系列では、定家本系統と同様、「をのく」に」とある。この件、斎藤茂吉氏に「『おれおれ』未練の  
 記」という御論考がある。氏は、貞享本系統・類従本系統の「をれく」に」で解釈されてきたこの歌ではあるが、  
 定家所伝本の出現で、「をのく」に」の本文で解釈すべきものになったこと、「従来難渋した解釈が極めて楽に出  
 来るやうになった」ことを言い、「さう決定せらるべきものにも拘らず、私はいまだこの『をれをれ』に未練が

ある」とされた論である。一方、日本古典文学大系の補注では、「おのおのに」が正しくて、「おれおれに」は間違っていると簡単に片づけがたい」と、斎藤氏とは正反対の見解が示されている。その判定は当面の問題とは離れるので措くとして（いずれにしても、「能」の草体の「の」と「れ」との誤読による異文である）、とにかく、これは、『夫木抄』が定家本系統『金槐集』と同文であること、類従本系統とは異なること、を示す例なのである。この歌には、いま一か所、『金槐集』諸本の間で『夫木抄』との関連を考えるべき異同がある。末句の「こぬ」である。「いまだ」を「また」とする伝本、「又」とする本があるが、しばらく措くとして、貞享本系統の版本と版本転写本系列・真淵評語本系列の中で、「こぬ」を「こん」と、正反対の歌意になる本文とする伝本があるのである。貞享・秋・達・桃・昔・南・狩・上・雁・玉の諸本である。「こぬ」と「こん」の受け取り様で、先の「いまだ」「まだ」「又」の本文の確定も揺れることになる。この異同も、『夫木抄』が『金槐集』の定家本系統・類従本系統・貞享本系統写本系列の本文と同じであることを示す例なのである。なお、定家本系統の松平文庫本系列のみ、第四句を「わたらしあれや」とする。内・彰二本に「本のま、」と注記があるように、この本文は不審である。小さく書かれた「く」を「ら」と誤ったものと見てよい。

以上の検討によつて、『夫木抄』は『金槐集』の類従本系統とは本文を異にするところがあることが明らかにできた。『夫木抄』は類従本系統『金槐集』を撰歌資料とはしていないと見てよい。従つて、類従本系統『金槐集』の定家本系統に対する異文は、『夫木抄』に至るのとは別のところが生じた、と見ておいてよからう。

これまでの本文の吟味を通じて、『夫木抄』の本文は『金槐集』定家本系統の本文と密接な関わりがあることが明らかにできた。それは、例示せずに済ませた歌についても、ほぼ同じことが言えるのである。そのことは、特に、『夫木抄』と定家本系統『金槐集』のみが同じ本文で他の類従本系統・貞享本系統の本文とは相違する、という例を知る時、これまでの検討の結果が納得できるものとなると言えよう。さような例を示してみる。

家集、春御歌

鎌倉右大臣

一九二九 春ふかみ花ちりかかる山の井のふるき清水に蛙なくなり

の第三句「山の井の」は、貞享本系統『金槐集』諸本では、類従本系統に拠って校訂した森本を例外として、全て、「山の井は」とある。定家本系統『金槐集』と『東撰六帖』諸本は、『夫木抄』同様、「山の井の」である。また、第四句「ふるき清水に」は、類従本系統のみ「ふりにし水に」とある（貞享本系統写本系列の伊本と谷森本『後葉集』は「ふかきしみつに」とする。貞享版本と同文である岩は、「のふりにし」を行間に校合している）。「山の井の」とし「ふるきしみづに」とするのは、つまり、『夫木抄』と同文であるのは、『金槐集』の定家本系統諸本と『東撰六帖』諸本とのみなのである。『東撰六帖』の本文が『夫木抄』の撰歌資料であったのならば、それは、部分的に参照する程度であろう。なぜなら、『夫木抄』所載実朝歌の全てが『東撰六帖』に載るわけではないのであるから。従って、この一九二九番の例は、『夫木抄』と『金槐集』定家本系統の關係の深さを示すものなのである。

御集、野辺雁

鎌倉右大臣

四八九六 久方のあまとぶ雁のなみだかもおほあらしののささがうへの露  
 の第二句「あまとぶ雁の」を、定家本系統『金槐集』と類従本系統類従本と貞享本系統の狩本の外は、全て、「空とぶ鴈の」とする。岩は「空」に「天ホ」と校合している。「あまとぶかり」「あまとぶや かりのつばさの」の句形は、『万葉集』以来、数多く詠まれている。

二二七〇 出去者 天飛鴈之<sup>アマトツバサ</sup> 可泣美 且今日且今日云二年曾經去家類（『万葉集』卷第一〇）<sup>22</sup>  
 「空飛ぶ」の例は、『古今和歌六帖』の坂上是則の歌に一首見えるが、「鴈」ではなく「鴨」である。

二五七二 いでていけばそらとぶかもなきぬべみけさこといふにとしぞへにける（『古今和歌六帖』）  
 また、第四句「ささがうへのつゆ」は、定家本系統『金槐集』以外は、全て、「ささの上の露」とある。この歌も、『夫木抄』の本文と合致するのは定家本系統『金槐集』のみなのである。

御集、秋歌中

鎌倉右大臣

五五六七 庭くさに露の数そふむらさめに夜ぶかきむしの声ぞかなしき

の初句「庭くさに」が『夫木抄』と本文であるのは、定家本系統の『金槐集』のみである。「金槐集」の他系統も『万代集』も「庭草の」とする。『万代集』所載実朝歌の本文を吟味した別稿でも述べたが、本歌である、

二一六四 庭草に 村雨落りて きりぎりす 鳴く音聞けば 秋づきにけり (巻第一〇)

という『万葉集』の歌から見て、『夫木抄』や定家本系統『金槐集』の「庭草に」が本来である。「夫木抄」はその定家本系統『金槐集』の本文と合致するのである。ただ、この歌、定家本系統『金槐集』諸本で本文に異同がある。第三句「むらさめに」が、類従本系統も貞享本系統も「村雨に」とあるにもかかわらず、定家本系統の松・内・彰の三本、つまり松平文庫本系列のみ「むら雨の」とある（松には「にイ」と校合がある）。鎌田氏は「この歌、助詞「に」を重用して句句が積み上げられ、作者の工夫のあとを示している」と言われたが、定家本系統の「にはくさに……むらさめに……」という「に」の重用を避けようとして、松平文庫本系列は「むら雨の」と改め、類従本系統・貞享本系統は「庭草の」と改めた、ということも考えられる。いずれにせよ、『夫木抄』と繋がる定家本系統『金槐集』は、定家所伝本系列ということになる。なお、この定家本系統の中のどのような本文と繋がるかという件については、後程、他の例を示して、検討することにする。

河辺千鳥といふことを人人あまたよみけるついでに 鎌倉右大臣

六八一九 よをさむみうらの松風ふきむせびむしあけの波にちどりなくなり

第三句「ふきむせび」が『夫木抄』と本文であるのは、定家本系統『金槐集』の定家・函・松・内四本のみで、定家本系統『金槐集』の彰本・類従本系統の類従本・貞享本系統写本系列の中の神・考・高・青・書・闇の諸本は「吹むすび」、類従本系統の犬本・貞享本系統版本・版本転写本系列全本・真淵評語本系列の殆どの本・写本系列の伊本は「吹すさび」、貞享本系統真淵評語本系列の特本は「ふきすさみ」という具合に、定家本系統以外は異文がある。「ふきむせび」の例はこの歌の外には管見に入らないが、松風が「吹きむせび」千鳥が「鳴く」と把える時、無理のない本文である。しかるに、「吹き結ぶ」は、確かに風の動きを描写する語ではあるが、

三一二 ふきむすぶ風はむかしの秋ながらありしにもにぬ袖の露つゆかな〔新古今集〕・小野小町<sup>19)</sup>

三九七 ふきむすぶたきはほほりにとちほりにて松にぞ風の声もをしまぬ〔新勅撰集〕・式子内親王

というように、露・水などの「結ぶ」ものとの縁語として用いられる。実朝のこの「よをさむみ」の歌には、「結ぶ」との縁語はない。定家本系統『金槐集』彰本以下の「吹きむすび」は、後の本文変化であろう。一方、「吹きすさび」「吹きすさみ」は、「吹きむせぶ」に比べて、どちらかというところ「荒れる」意を持つようである。

一六三六 海士小舟いまや出づらんおほしまのなだのしほ風吹きすさむなり〔統千載集〕・按察使資平

六六二 今はとて吹きすさむなり牧の笛の音をばやこゑの鳥にゆづりて〔正治後度百首〕・鴨長明<sup>20)</sup>

実朝歌の「吹きすさみ」も、後の本文変化であろう。いずれにせよ、「夫木抄」は『金槐集』定家本系統と本文が合致するわけである。もつとも、ここでも、定家本系統の中の松平文庫本系列の内本には異文があるが。

同 (河辺千鳥といふことを人人あまたよみけるついでに) 鎌倉右大臣

六八二〇 ゆふづくよみつしほあひのかたをなみなみだしほれてなくちどりかな

の第四句「なみだしほれて」は、『金槐集』定家本系統は同文であるが、他本は全て、「波にしほれて」とする〔磯〕と校合を示す伝本が散見するが、「磯」を本文とする伝本は管見に入らない。谷森本『後葉集』も「なみにしほれて」である。鎌田氏は「定家本の『涙しをれて』は、原作かも知れないが、やや舌足らずの気味がある」と言われる。「涙しをれて」の例は多くない。『新統古今集』雑下の、「後福光園撰政かくれ侍りての比、源義将朝臣もとよりとし月なれにける事など申して侍る返ごと」といふ権中納言雅縁の長歌の中に、

二〇四六 …… 冬草の 跡なき霜の きえかへり 涙しをるる 衣手を かけてもほさぬ……………<sup>19)</sup>

の例があるが、哀傷の歌である。「涙」で「衣手」が「萎る」が哀傷の表現であることは納得できるとして、この実朝歌に哀傷の意味あいを見るかというところ、いささか無理である。一方、「波に萎れて」は、歌に例が多い。

一一四一 いく夜われなみにしをれてきぶね河袖に玉ちるもの思ふらん〔新古今集〕・撰政太政大臣

二七八 しらせはやすがたの池の花かつみかつみるまに浪にしをるる〔正治初度百首〕・式子内親王<sup>20)</sup>

二六四 なにゆゑのうらみをすまの友千鳥波にしをるるあかつきのこゑ（『隆信集』・『千五百番歌合』七）  
 といった具合である。「われ」が、「池の花」が、「千鳥の声」が、波に「萎る」という表現は、多くの人が詠んだわけである。この「夕月夜」の歌も、その表現に沿って改められたのであろう。「夫木抄」は、「涙萎れて」という、改められる以前の定家本系統『金槐集』の本文と同じ本文を備えているのである。

ところで、数は少ないものの、『夫木抄』所載実朝歌の中には、貞享本系統『金槐集』や類従本系統『金槐集』と同文であるが定家本系統『金槐集』とは本文を異にする、という例がないではない。一二検討してみる。

寄金恋

鎌倉右大臣

一五二七六 こがねほるみちのく山にたつたみのいのちもしらぬこひもするかな

の末句を「こひもするかな」とするのは、『夫木抄』と谷森本『後葉集』と『金槐集』類従本系統・貞享本系統で、定家本系統は「こひもするかも」とする。『夫木抄』と定家本系統とで本文が異なり、他の系統とは合致するのである。「かも」は、主に奈良時代に用いられ、平安時代以降は「かな」が代って用いられたわけだが、『万葉集』の歌に倣うところのあった実朝は、「かも」の語を殊更に用いたのである。それが、後に、時代として一般的な「かな」に改められたと見てよい。『夫木抄』は、その改められた語句の方の本文と同じであるわけである。稿者は、先に、この異文に関して、『夫木抄』が「こひもするかな」とするのは、定家本系統以外の『金槐集』に拠ったことになる」と述べたが、そしてそれは、そう判断するのが妥当であるとは考えが、類従本系統や貞享本系統とは別個に、『夫木抄』も時代として一般的な「かな」に改めたこともあり得る。『夫木抄』の撰歌資料はここを「かな」とする『金槐集』類従本系統や貞享本系統であるとまでは言えないのである。

同（御集）

鎌倉右大臣

一六九三五 たびの空なれぬはにふのよるとこわびしきまでにもる時雨かな

この歌の第三句「よるとこ」と同文であるのは、これも『金槐集』の類従本系統・貞享本系統・谷森本『後



葉集』である。定家本系統は「よるのとに」とする。『夫木抄』は定家本系統『金槐集』とは本文を異にするのである。「殖生の夜の戸」に時雨が漏れる、とするか、「殖生の夜の床」に時雨が漏れるとするか、いずれも解釈は可能である。しかし、この歌の場合、本歌と見てよい『万葉集』に載る歌、

二六九一 彼方之 赤土少屋尔 小雨 床共所沾 於身副我妹 (卷第一一)

からすると、「殖生」と「床」との組み合わせが妥当である。「とに」とする定家本系統の本文の方が誤りなのである。「とこ」の「こ」が片仮名の「ニ」に誤られたのである。それを、類従本系統などは「よるのとこ」と、在るべき本文に改変したのである。『夫木抄』の撰歌資料はこの部分「とこ」とあったのであろう。あるいは、『夫木抄』編者も、同じ修正を試みたのかも知れない。ちなみに、樋口氏は、定家所伝本を底本として『金槐集』を校訂されたが、この「よるのとに」の部分を「夜の床」と「底本改訂」を試みておられる。なお、定家本系統の松平文庫本系列諸本のみ、第四句を「わびしき袖に」とする。その系列の「よるの戸にわびしき袖に」という本文では、時雨の漏れしたたる場所が二箇所に分散することになり、従えない異文である。

以上のごとく、『夫木抄』と定家本系統『金槐集』とで本文が相違する例がないでもない。しかし、それは、ごく少数である。しかも、それらは、『夫木抄』の校訂がたまたま貞享本系統等と合致し定家本系統とは本文が相違することになった、ということが考えられるのである。本文が合致するからといって、『夫木抄』が貞享本系統の本文に拠ったとは考える必要はないのである。「かも」から「かな」への意改、「夜の戸に」から「夜の床」への本文改変は、『夫木抄』と貞享本系統等とが結果的に合致した、ということもあり得るのである。

『夫木抄』所載の実朝歌の本文は、『金槐集』の諸系統の本文と比較してみると、特に、定家本系統の本文と合致する。類従本系統の本文とは、合致することも多いが、類従本系統に独自異文があり、『夫木抄』とも異なることがままある。貞享本系統の本文とは、かなりの相違がある。中で、写本系列の本文は、定家本系統の本文に近いことも与って、『夫木抄』と合致することは多いが、特に注目すべきは、『夫木抄』と定家本系統とのみが

同文で、他の系統諸伝本の本文は、『夫木抄』とは異なる、という例がいくつも見られることである。要するに、『夫木抄』の本文は、『金槐集』の定家本系統の本文に極めて近いのである。これは、『夫木抄』の撰歌資料がそのような本文を備えていたことを反映している、と判断して、大きなあやまちは犯すまい。

そして、以上の歌の本文に関する『夫木抄』と『金槐集』諸本との間の相違の検討から得られた結論は、前節において試みた、詞書の本文に関する検討の結果とも重なり合うのである。

## 《 五 》

前二節の検討によって、『夫木抄』所載実朝歌の詞書及び歌の本文が『金槐集』の定家本系統に載る詞書と歌の本文とほぼ同じであることが明かになった。そこで、次に、定家本系統にも幾つかの伝本があり、それらの中に本文の差異が認められるわけであるから、その定家本系統の諸本の中のどのような本文に『夫木抄』は近いのか、という問題について、検討してみることにする。

とはいえ、定家本系統『金槐集』の諸本の本文については、稿者の調査伝本が五本と少ない。今後調査伝本を広げて吟味検討する所存であるが、その大抵は把握できている。これまで管見に入つたその五伝本の本文と『夫木抄』の本文とを比較してみると、定家所伝本系列の本文との間には相違は殆どなく、一方、松平文庫本系列の本文とはいささか差異がある。そのような異文が見られることは、前二節において検討した例においても少々指摘するところがあった——五五六七番「庭くさに」歌の第三句「村雨の」、一六九三五番「たびの空」歌の第四句「わびしき袖に」、一六九五八番「たびをゆきし」歌の第四句「わたらしあれや」、等——。それらは、松平文庫本系列の本文に独自の異文があつて、『夫木抄』はそれとは本文を異にし、定家所伝本系列の本文と合致するという事例であつた。ここで、さような例を更に幾つか提示し、吟味してみることにする。

太上天皇勅答

鎌倉右大臣

八〇五一 ひむがしの国に我がをれば朝日さすはこやの山のかげとなりにき

の末句「かげとなりにき」を、『金槐集』定家本系統の松平文庫本系列三本のみ「かげと成ける」とする。鎌田氏は「結句の異伝、内閣文庫B本（内本。犬井注）の「かげと成ける」は、所伝が明らかでないが、『なりにき」の方が叙述が引緊つて調子が出よう」と言われる。「かげと成ける」であつても歌意は取れるが、ここは、

六一九 よるべなみ身をこそとほくへだてつれ心は君が影となりにき（『古今集』・読み人知らず）

などから見て、「かげとなりにき」が本来であろう。「かげと成ける」は『金槐集』定家本系統の定家所伝本系列から松平文庫本系列へ至る間に生じた異文である。『天木抄』はその本文は受け継いでいないのである。

春御歌中、鶯

鎌倉右大臣

九一二二 ふかくさのたにのうぐひす春ごとにあはれむかしとねをのみぞなく

の初句「ふかくさの」を、定家本系統の松・彰二本は「若草の」、内本は「春草の」とする。他の伝本は、谷森本『後葉集』も、『天木抄』と同じく「深草の」である。この歌の初句は、本歌と見てよい、

八四六 草ふかき霞の谷に影かくしてるひのくれしけふにやはあらぬ（『古今集』・文屋康秀）<sup>19</sup>

五一八 やまざともうき世のなかをはなれねばたにのうぐひすねをのみぞなく（『金葉集』・撰政左大臣）

から、「深草の」が妥当である（文屋康秀の歌を本歌とすることについては、日本古典文学大系の補注に、「深草のみかどの御国忌の日よめる」という詞書との関連で考察がある）。「若草の」や「春草の」を初句としても意味は取れるが、これは文屋の歌を本歌とすることに気付かなかつた人物の意改あるいは誤写であろう。

このように、定家本系統松平文庫本系列の独自異文は、『天木抄』の本文には受け継がれていない。他にもかような例は幾つもある。それに、例示することは省略するが、松平文庫本系列の中でも、特に内本には独自異文が多い。その異文も『天木抄』の本文とは関連がない（前二節の検討の間に、内本の独自異文についても、幾つか指摘した）。以上の件は、本稿の検討にも大いに関わることはあるが、定家本系統『金槐集』の本文流伝の

問題であり、改めて報告する所存である。ここでは、ごく結論的なことのみを述べるにとどめておく。要するに、『夫木抄』所載実朝歌の本文は、定家本系統『金槐集』の中でも、松平文庫系列とはいささか離れたところがある、ということになるのである。定家所伝本の本文の方に近い、というわけである。

最後に、『夫木抄』では『金槐集』の諸系統と同文の本文そのままが引かれているのではない、ということ、幾つかの例を提示して、明らかにしておきたい。『夫木抄』独自の異文が散見するのである。

御集、落花

鎌倉右大臣

一五〇〇 春ふかみ嵐の山のさくら花ざくとみしまにうつろひにけり

の末句を『夫木抄』は「うつろひにけり」とするが、管見に入った『金槐集』諸本も、『風雅集』も、『歌枕名寄』も、すべて「ちりにけるかな」とする。『夫木抄』の本文は、独自のものなのである。これは、稿者の未見の資料に拠った、という可能性もある。しかし、現在のところ、この集の独自異文と見る外ない。この歌は、

(題知らず) (六九番詞書)

(よみ人しらず) (六九番)

七三 空蟬の世にもにたるか花ざくらざくと見しまにかつちりにけり (『古今集』)

を本歌としており、その末句から見て、『金槐集』等の「ちりにけるかな」が本来の歌形である。『夫木抄』編集時に改変されたのか、撰歌資料で既に「うつろひにけり」の歌形になっていたのか、判然としないが。

秋歌中

鎌倉右大臣

四九六二 かりがねもともまどはせりしがらきのまきのそま山きりたてららし

の初句「かりがねも」は、『金槐集』諸本・『万代集』・『雲葉集』・『歌枕名寄』等、全て「かりがねは」とする(『金槐集』の伝本の中には、『夫木抄』によって「もイ」と校合する本が幾つかある)。また、末句を「きりたてららし」とするのも、この『夫木抄』と『歌枕名寄』のみで、他は、「きりたたるらし」である——「霧た、るらかし」(静)・「きりた、るまし」(閑)という誤謬と見てよい独自異文を持つ伝本はあるが、それらは『夫木

抄」との関連はないと見てよい——。ここは、鎌田氏の御指摘のとおり、『万葉集』の、

一〇九一 痛足河 河浪立奴 卷目之 由槻我高仁 雲居立有良志 (巻第七)

の末句の訓みに関わっている。『万葉集』の訓みに、仙覚以前に「たたるらし」の訓みがあった。特定の伝本の「霧たゝるらかし」「きりたゝるまし」という独自異文は別として、『金槐集』諸本の「きりたたるらし」という本文が妥当である。鎌田氏は、「夫木抄には『霧たててるらし』とあり、現存の金槐集諸本とは別の資料に基づくらしい形跡を示している」と言われる。『夫木抄』は、「かりがねは」「きりたててるらし」と、他とは別の独自の本文を備えているのである。

## 御集

鎌倉右大臣

一〇三四四 みなと風いたくな吹きそしなが鳥みな野の海に舟とむるまで

この歌は、『金槐集』では貞享本系統のみに載り、類従本系統では「一本及印本所載歌」に追補されるものであるが、その第四句「みな野の海に」は、『夫木抄』の独自本文で、他の『金槐集』諸本と谷森本『後葉集』とは「いなのみづうみ」「いなの水うみに」とする。この異同も、本歌である、『万葉集』の、

一一九三 大海尔 荒莫吹 四長鳥 居名之湖尔 舟泊左右手 (巻第七)

の第四・五句の訓みに関わっている。紀州本『万葉集』の訓みが「キナノミツウミニフネトムルマテ」で、『金槐集』諸本や谷森本『後葉集』と同じである。『夫木抄』の本文は、『類聚古集』の「みななのうみにふねとむるまで」と同じである。つまり『夫木抄』はここに独自異文を持つわけであるが、根拠のある、つまり『類聚古集』のごとき訓みに拠る改変を経た本文であることになる。その改変が、撰歌資料におけるものか、『夫木抄』編纂時あるいは『夫木抄』転写時のものかは、判然としないが。

## 社頭秋風

鎌倉右大臣

一五九四五 ふりにけるあけの玉がき神さびてやれたるみすに秋風ぞふく

の末句「秋風ぞふく」は、『金槐集』諸本でも谷森本『後葉集』でも「松風ぞふく」とある。『金槐集』諸本も谷

森本「後葉集」も詞書は「社頭松風」である。「夫木抄」は詞書を「社頭秋風」とするから、歌の「秋風」が誤写であるはずはない。「夫木抄」の撰歌資料もしくは「夫木抄」の編纂時に、「社頭秋風」の歌として、末句を「秋風ぞふく」と改めた、と考える外ない。これも、「夫木抄」の独自の本文の例である。

「夫木抄」に独自の本文が見られる例を四例、検討した。質の面から見て大きな異文の例は、以上が全てであるが、「夫木抄」所載実朝歌が、必ずしも現存「金槐集」その他の歌資料のいずれかの本文と合致するとは限らず、独自の本文を有することもある、ということが明かにできた。その異文が、撰歌資料の段階で既に生じたのか、「夫木抄」におけるものなのかは、判然としないが、この件は、「夫木抄」にのみ「鎌倉右大臣」の詠として載る十余首の歌があることと、あるいは無関係ではないのかも知れない。改めて考えてみたい。

以上の本節の検討を通じて、「夫木抄」所載実朝歌は、「金槐集」定家本系統定家所伝本系列の本文に極めて近いこと、但し、その撰歌資料の段階からそうであるのか「夫木抄」編纂の段階で本文が変えられたのか判然としないが、現存「金槐集」の本文とは異なり、改変が試みられている本文も、数は少ないものの、見受けられる、ということが明かにできた。「夫木抄」は、「建暦三年十二月十八日」に藤原定家およびその周辺の誰かが書写した本に極めて近い本文を備える撰歌資料によって源実朝の歌を撰んだ、ということになるのである。

《 六 》

煩雑にわたった本稿を整理し、問題点を明らかにしておくことにする。

「夫木抄」には、詠者名を「鎌倉右大臣」とする歌が九十首程、載せられている。

その内、十六首は「金槐集」現存諸本には載らない。また、その十六首の内の一は「東撰六帖」中川文庫本

に「鎌倉右大臣」の歌として載る。但し、「夫木抄」の伝本の中にこの歌を載せないものがあり、この歌の詞書にも疑義がある。この歌を『夫木抄』の記載のまま実朝歌と認めるには、厳密な考証を要しよう。また、その十六首の中の一首が、「東撰六帖」類従本系統では「光西法師」の歌として載る。この歌は、『夫木抄』では実朝歌とするが、詠者存疑とすべきである。要するに、『夫木抄』に「鎌倉右大臣」として載る歌の中の二首は、間違いなく実朝詠である、とは言えない歌なのである。詠者存疑とすべき歌なのである。

『夫木抄』所載実朝歌は、『金槐集』諸系統の中では、定家本系統本文にきわめて近い。貞享本系統本文とはかなり異なる本文である。類従本系統の本文とは、貞享本系統に比べると、似るところが多いが、この系統本文には独自のものがあり、『夫木抄』は、その類従本系統独自の本文は備えていない。定家本系統『金槐集』諸本の中でも、特に、定家所伝本系列、つまり、建暦三年に定家とその周辺の人が書写した定家所伝本の本文にかなり近い。定家本系統の本文は、定家所伝本が転写されることで少々本文変化が生じ、松平文庫本系列の本文へと変化するのであるが、『夫木抄』の本文は、その変化した松平文庫本系列の本文を継承していないのである。

『夫木抄』は、定家自身が一部分を写し周辺の誰かにその殆どを書き写させた、定家所伝本の本文に極めて近い本文を持つ資料から、歌を選んだのである。本稿で明らかにしたこの事実、極めて重要である。

『夫木抄』の撰者である藤原長清は、遠江国勝間田（勝田）に住んだ。歌を冷泉為相に学んだ。その為相は、正応五年（一二九二）以後、多く鎌倉に住んでおり、何度も藤原長清の許へ足を運んだという。その為相の大きな助力があつて、この『夫木抄』は成立したのである。つまり、『夫木抄』は、鎌倉、あるいは、関東をその成立場所とする私撰集なのである。京都で成つたのではない。稿者は、この点を重視する。

建暦三年に藤原定家およびその周辺の人が実朝の家集を書写した。その際に定家等が依拠したのは、鎌倉の実朝のもとから届けられた実朝家集であつた。その実朝家集に定家は定家一流の本文校訂を行ったはずである。その結果残されたのが、今日まで伝わる、いわゆる定家所伝本『金槐集』である。以後、この定家所伝本が転写さ

れるようになったわけであるが、それらは、いわば「京都本」の実朝家集である。一方、鎌倉の実朝の手元には、定家の許へ届けた家集の元になった実朝家集が残されていたはずである。いわば「鎌倉本」の実朝家集である。その「鎌倉本」の実朝家集は、現在見る「金槐集」、特に定家所伝本「金槐集」と同じであった保証はない。むしろ、現存「金槐集」よりも大部のものであったことのほうが、可能性が高い。実朝は自分の歌を精選して定家の許へ送った、こう考えるのである。しかし、その「鎌倉本」の実朝家集の本文は、本文変化の生じている現在の類従本系統や貞享本系統の「金槐集」に比して、定家本系統「金槐集」に、それも定家所伝本系列に、更に言えば定家所伝本そのものに極めて近い本文であったと考えるのは、ごく自然であろう。弥富破摩雄氏は、「彼れが建暦三年十二月以前の所詠を書き集めて、定家に批点を乞うた本——定家本の原本——や、此れを基礎に建暦三年十二月以後の作も、必ず纏めたらう彼れが家集——鎌倉右大臣集といふが如き——は必ず存したらうが、鎌倉中心の混乱の爲めに、散佚紛失したらうといふ事は考へられる。彼れが夫木抄に『御集』とあるは必ずや此の類のものであらう」といわれた。<sup>37</sup>「夫木抄」の成ったのが、本稿冒頭にも触れたように、延慶三年頃であるから、定家所伝本という実朝の二十二歳までの家集に比べて、実朝の没するまでの歌が増補されていたことも考えられなくはない。ところが、さように推測するための確実な証拠は今のところない。従つて、「建暦三年十二月以後の作も」と言われる点は俄かには従えない。しかし、「夫木抄」の詞書に「御集」とある撰歌資料を、「彼れが家集——鎌倉右大臣集といふが如き——」とされる弥富氏の推測は、中つてゐる。

「夫木抄」所載実朝歌の撰歌資料は、そのような、鎌倉に残された実朝家集、もしくはその転写本である、こう考えるのである——実は、別途検討を加え、別に発表を予定している。<sup>15</sup>「東撰六帖」所載実朝歌の本文の吟味から導かれた結論も、本稿の「夫木抄」所載実朝歌の本文の吟味からする結論と全く同じなのである。「東撰六帖」は、「夫木抄」よりも更におよそ四十年も早く、鎌倉において編まれた集であるが——。

「鎌倉右大臣」の歌として「夫木抄」のみに載る歌は、確かに実朝の詠であるのか、今のところ判然としない。



本稿における検討では、その問題を明らかにすることができない。それらは、実朝詠という保証がない歌、としておくほかない。しかし、『夫木抄』が、実朝が藤原定家の許に届けた実朝の家集の本文と極めて近い本文を有する撰歌資料によつて、「九十首程」の実朝歌を入集させている、ということの確認は、『金槐和歌集』の、また、実朝歌の研究において、特に、その本文流伝の研究において、無意味なことでもあるまい。

〔注〕

- 1、最も最近の研究成果である『新編国歌大観 第二卷 私撰集編』（昭和五九年三月）の「解題」において、浜口博章氏と福田秀一氏が、「延慶三年（一一三〇）頃の撰か」とされる。
- 2、岩波書店刊『藤原定家所伝本 金槐和歌集』の「解説」（佐佐木信綱博士。昭和五年一月）に、発見のいきさつや、当時の研究の動向が詳しく記されている。
- 3、『歴代歌人研究 8 源実朝』（昭和一三年六月）
- 4、『日本文学者評伝全書 源実朝』（昭和一七年十月）
- 5、『源実朝』（昭和一八年十一月）
- 6、『新潮日本古典集成『金槐和歌集』（昭和五六年六月）
- 7、『新編国歌大観 第二卷 私撰集編』（昭和五九年三月）
- 8、『国書刊行会本『夫木和歌抄』（明治三九年十一月）
- 9、『細川家 水青文庫叢刊 夫木和歌抄（上・下）』（昭和五八年六月・九月）
- 10、山田清市氏・小鹿野茂次氏著（昭和四二年五月）。『改訂版』（昭和五六年九月）による。
- 11、『谷森本』後葉和歌集』所載実朝歌の本文吟味から——貞享四年版本系統『金槐和歌集』の本文流伝の問題へ——（『芸言語研究 文芸篇』二八・平成七年九月）。『金槐和歌集』貞享本系統本文考——所載歌と歌順の吟味——（『筑波大学平家部会論集』五・平成七年十一月）。『万代和歌集』所載実朝歌の本文』（『新典社研究叢書』『古文学の流域』・平成八年四月）。いま一つ、『東撰和歌六帖』所載実朝歌の本文の吟味から』を、桑原博史氏編『日本古典文学の諸相』（平成九年三月刊行予定）に寄稿した。
- 12、樋口芳麻呂氏は、『金槐集』の諸本を「建暦三年本と柳宮並槐本の二種類に分けられる」とし、「建暦三年本系統の伝本」として「群書類従本も奥書は付せられないものの同系統である」とされる（『新潮日本古典集成『金槐和歌集』・

- 昭和五六年6月)の「解説」など。
- 13、『東撰六帖』は、『続群書類従』所収本文の系統(続群書類従本・彰考館文庫蔵本・松平文庫蔵本を調査した)と祐徳稲荷神社寄託中川文庫本の系統の二系統に分類される。前者は「春部」のみの零本、後者は前者の完本から歌を抜粋した本で、「冬部」の中ほとんどの残欠本。
- 14、『源実朝の和歌』(国語・昭和一四年2月)
- 15、注11の拙論の内、「東撰和歌六帖」所載実朝歌の本文の吟味から。
- 16、注11の拙論の内、「谷森本『後葉和歌集』」所載実朝歌の本文吟味から。
- 17、『金槐和歌集全評釈』(昭和五八年1月)
- 18、谷森本『後葉集』は、『圖書叢刊 後葉和歌集』(宮内庁書陵部編。昭和五一年3月)による。
- 19、『玉葉集』等、勅撰集は、『新編国歌大観 第一巻 勅撰集編』所収による。
- 20、日本古典文学大系『山家集 金槐和歌集』の内、小島吉雄氏校注(昭和三六年4月)。
- 21、『おれおれ』未練の記』(源実朝)所収・昭和一八年11月
- 22、『万葉集』は、『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』所収による。その訓みは、『校本万葉集』を参照した。
- 23、『古今和歌六帖』は、『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』所収による。
- 24、注11の拙論の内、「万代和歌集」所載実朝歌の本文。
- 25、『正治後度百首』『正治初度百首』は、『新編国歌大観 第四巻 私撰集編』所収による。
- 26、『隆信集』は、『私家集大成 第三巻 中世I』所収による。
- 27、『歌枕名寄』は、『古典文庫』所収による。
- 28、『万代集』は、『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』所収による。
- 29、『雲葉集』は、『群書類従 巻第一五二』所収(完成会刊本)により、『冷泉家時雨亭叢書 第三四巻』所収を参照する。
- 30、『夫木抄』の成立事情については、『和歌大辞典』の「夫木和歌抄」の項(浜口博章氏担当)、『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』の「夫木和歌抄」の「解題」(浜口博章氏・福田秀一氏担当)による。
- 31、『実朝の歌と東撰六帖』(アララギ)・昭和一四年4月